

社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について  
-社援基発 0601 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知より-

1 「地域における公益的な取組」の考え方

「地域における公益的な取組」は、以下の(1)～(3)の全ての要件を満たす必要がある。

- (1) 社会福祉事業社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること  
社会福祉法における公益事業とは、社会福祉事業以外の社会福祉を目的とする事業であって、社会福祉と関連のない事業は該当しない。したがって、「地域における公益的な取組」は、社会福祉を目的とした福祉サービスとして提供される必要がある。

該当性を判断する際の参考（課長通知）

- ・ 地域の障害者、高齢者と住民の交流を目的とした祭りやイベントなど地域福祉の向上を目的とした活動は該当し得ますが、当該法人の施設・事業の入所者・利用者と住民との交流活動は、法人事業の一環として行われるものであり「地域における公益的な取組」には該当しません。
- ・ 環境美化活動や防犯活動は、法人が自主的に取り組むことが出来るものですが、地域社会の構成員として行う活動であり、「地域における公益的な取組」には該当しません。

- (2) 日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対する福祉サービスであること  
福祉サービスを受ける者としては、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」と規定されており、心身の状況や家族環境等の他、経済的な理由により支援を要する者が該当する。

該当性を判断する際の参考（課長通知）

- ・ 要支援・要介護高齢者に対する入退院支援などは該当し得ますが、自ら移動することが容易な者に対する移動手段の提供などは法人が自主的に取り組むことが出来るものですが、「地域における公益的な取組」には該当しません。
- ・ 子育て家族への交流の場の提供は該当し得ますが、地域住民に対するグラウンドや交流スペースの提供は法人が行い得るものですが、「地域における公益的な取組」には該当しません。
- ・ 家庭環境により十分な学習機会のない児童に対する学習支援を目的としたものは該当し得ますが、一般的な学力向上を主たる目的とした学習支援は法人が自主的に取り組むことが出来るものですが、「地域における公益的な取組」には該当しません。

- (3) 無料又は低額な料金で提供されること

無料又は低額な料金で提供される福祉サービスとは、多様な事業主体が福祉サービスの実施主体として参入する中、法人は、社会福祉事業の主たる担い手として、税制上の優遇措置などの公的な助成が行われているものであり、高い公益性を有する特別の法人に求められる役割として、地域社会に積極的に貢献していくための事業等である。

したがって、当該取組は、直接的な費用が発生する事業等を行う場合、その費用を下回る料金を

徴収して実施する事業、又は料金を徴収せずに実施する事業等が該当する。

なお、既存の制度の対象となり、公的な費用負担がある場合は、無料又は低額な料金で提供する福祉サービスとはいえ、「地域における公益的な取組」には該当しない。

委託事業又は補助事業による事業費全額についての公費負担のことをいう。

該当性を判断する際の参考（課長通知）

- ・自治体の委託事業を受託して費用の補填を受けている場合は該当しませんが、法人独自に付加的なサービス提供を行っている場合は該当し得ます。
- ・法人が介護保険サービスに係る利用者負担を軽減するものについては該当します。

## 2 「地域における公益的な取組」実施の際の留意事項

### (1) 「地域における公益的な取組」と平成 28 年改正法第 55 条の 2（平成 29 年 4 月施行分）に規定する「地域公益事業」の関係について（参考資料 1 参照）

「地域における公益的な取組」は、全ての法人の責務として規定したものであり、継続的に行われるものではない取組も含まれる。

一方、平成 28 年改正法第 55 条の 2 に規定する「地域公益事業」は、社会福祉充実残額を保有している法人が、その財産を活用する社会福祉充実計画に位置付ける「事業」として規定しているものであり、社会福祉法第 26 条に規定する公益事業に含まれる。

なお、平成 28 年改正法第 55 条の 4 において、法人が社会福祉充実計画を作成する場合の検討順位は、第 1 に「社会福祉事業（職員処遇の充実を含む）」、第 2 に公益事業の中の「地域公益事業」、第 3 に「その他の公益事業」とされる。

### (2) 定款上の取扱いについて

「地域における公益的な取組」のうち、継続的に行われるものではない取組については、従前の取扱いのとおり定款の変更を必要としない。

### (3) 所轄庁の指導監督について

「地域における公益的な取組」は、法人がその経営実態に応じて地域の福祉ニーズに対応するものであり、所轄庁は、法人に対して特定の事業の実施を強制するなど法人の自主性を阻害するような指導を行ってはならず、社会福祉法第 61 条第 1 項第 1 号及び第 2 号（事業経営の準則）を遵守することが必要である。

### (4) その他

社会福祉法人は、社会福祉事業を実施することを目的とする法人として、「地域における公益的な取組」を実施するものであり、「地域における公益的な取組」の実施に当たっては、社会福祉事業の適切な実施に影響が及ばないようにしなければならない。

については、福祉各法に基づく基準や運営費等に係る取扱いに則して実施することが必要である。

また、「地域における公益的な取組」については、各法人がそれぞれ主体的に実施することが求められるが、小規模な法人において、単独で実施することが困難であるような場合には、複数の法人で連携し実施することも考えられる。その場合、各法人は、単に資金拠出するだけでなく、その役員、職員が直接サービス提供に関わるなど実質的に事業等の実施主体となることが必要となる。